

大和市告示第150号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条第1項の規定に基づき、次のとおり広告物等を保管した。

平成28年7月26日

大和市長 大 木 哲

1 保管した広告物又は掲出物件の名称、種類等

保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類	数量	放置されていた場所	除却年月日	保管開始日
はり札	1	大和市中心林間一丁目7番	平成28年7月15日	告示の日

2 保管期間

告示の日の翌日から起算して2日間

3 保管場所

大和市下鶴間一丁目1番1号 大和市街づくり計画部街づくり推進課

4 返還手続

(1) 返還場所

前項の保管場所

(2) 返還日時

保管期間の午前8時30分から午前11時まで及び午後1時から午後4時まで

(3) 持参するもの

受領書（大和市屋外広告物条例施行規則（平成19年大和市規則第88号）第7号様式）、
当該広告物等の所有者であることを証明するもの及び印鑑

5 連絡先

大和市街づくり計画部街づくり推進課